

意見書

平成 20 年 6 月 20 日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

〒100-8439

とうきょうとちよだくゆうらくちよう  
東京都千代田区有楽町1-9-3

かぶしきがいしゃ  
株式会社 ニッポン放送

だいひょうとりしまりやくしゃちょう いそはら ひろし  
代表取締役社長 磯原 裕

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見の要旨

- (1) 報告書案の内容を、基本的に歓迎する。マルチメディア放送はあくまで放送メディアであるとの観点から、その精神を尊重した制度整備等がおこなわれることを、強く要望する。
- (2) 「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の区分けや周波数の割当方法については、参入を希望する事業者の意見をふまえた上で、国からの提示がおこなわれることが適切である。
- (3) 「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は新規サービスであるが、携帯端末向けのサービスであることを考えると、既存ラジオ事業者が長い間に培ってきたノウハウが生かされる部分も多い。新サービスであっても、そのノウハウが生かされるような制度整備をおこなっていただきたい。
- (4) 相当のブロック申請があれば「全国向け放送」に再度参入希望者を募集する必要はなく、申請がおこなわれなかったブロックへの対応は、申請を待つなど、改めて考慮されるべきである。
- (5) 「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、従来のラジオがもっていた“アイズ・フリー”(視覚に頼らない)の利点を最大に生かしながら、簡易映像、データ放送、双方向サービスなどの機能が付加された、まったく新しいメディアとして、きちんと位置づけられるべき。従って、映像を中心にしたテレビジョンに近似したサービスとは、明確に区別されるものとする。
- (6) ハード・ソフト分離の考え方は、事業展開の柔軟性を確保するものではあるが、両者のあいだには一定の規律を設けるべきである。
- (7) NHKの技術面を含めたノウハウの活用は、このメディアの普及、発展の観点から、きわめて重要であるとする。従ってNHKが参入を希望するのであれば、ぜひとも前向きな検討を御願いたい。
- (8) サイマル放送については、事業者の判断を優先させるべきで、制約は設けるべきでない。
- (9) サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることが基本であり、特定の携帯電話事業者の端末に限定されるサービスは、好ましいことではない。
- (10) 「地方ブロック向け放送」について1の技術方式とするとともに、「全国向け放送」においても、受信機コストの低廉化、普及促進、豊かなサービス享受といった面から、ひとつの技術方式を用いることが望ましい。
- (11) 2001年にDRPが設立され、免許を受けて実用化試験放送がおこなわれてきていることに鑑み、技術基準や多様なサービスの開発、実験等で積み重ねてきた実績をきちんとふまえた対応を御願いたい。

(12) 2011年以降、現在アナログテレビの7ch帯域を使っておこなわれている実用化試験放送から、スムーズに本放送に移行できるよう、制度整備、周波数利用計画の策定を希望する。

以上

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
全体		全体	当社はV-Low帯域を使用したデジタルラジオ放送の実現を目指しており、報告書案において「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」のための使用帯域がきちんと明示されている点、歓迎したい。今後、マルチメディア放送はあくまで放送メディアであるとの観点から、情報の信頼性やユーザーにとっての利便性を含め、放送メディアの精神を尊重した制度整備等がおこなわれることを、強く要望する。
14頁	表の中央、上段	全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。	「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の区分けや周波数の割当方法については、参入を希望する事業者の意見をふまえた上で、利用者の利益、地域の生活圏、文化、経済などを総合的に考慮し、国からの提示がおこなわれることが適切であると考えている。
14頁	表の中央、上段および第二段	できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。  「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」「既存ラジオのノウハウの活用」	「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、既存ラジオ放送とは異なる新規サービスであるが、携帯端末向けのサービスであることを考えると、既存ラジオ事業者が長い間に培ってきたノウハウが生かされる部分も多い。各事業者のもつ、広い意味での報道的バックグラウンドを含め、新サービスであっても、既存ラジオ事業者が蓄積してきたノウハウが生かされるような放送メディアとしての制度整備をおこなっていただきたい。
17頁	注2	本懇談会のヒアリングでは「地方ブロック向け放送」については、事業開始から5年以内の段階	“広くあまねく”の確保に努めるのはもちろんであるが、「地域ブロック向け放送」の努力義務については数値で目

		で・・・	標を示すのでなく、事業者間の計画に委ねるなど、一定の配慮がなされることを希望し、注2の記述に賛同する。
24頁	15行目～	こうした場合には、例えば・申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送への割当を止めて・・・	申請が行われない地方ブロックが生じた場合の処理として、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」への割当を「全国向け放送」に改めた上で、再度参入希望者を募集するとの考えが示されているが、相当のブロック申請があれば「全国向け放送」に再度参入希望者を募集する必要はなく、申請がおこなわれなかったブロックへの対応は、申請を待つなど、改めて考慮されるべきであると考えます。
25頁	8行目～	マルチメディア放送の定義	「マルチメディア放送」の中にあつて「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、従来のラジオがもっていた“アイズ・フリー”（視覚に頼らない）の利点を最大に生かしながら、なおかつ簡易映像、データ放送、双方向サービスなどの機能が付加された、まったく新しいメディアとして、きちんと位置づけられるべきものと考えます。従って、映像を中心とするテレビジョンに近似したサービスとは、明確に区別されるべきである。

30 頁	19 行目～	ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。	ハード・ソフト分離の考え方は、事業展開の柔軟性を確保するものであり、前向きにとらえたい。但しハード事業者はソフト事業者、あるいは放送事業に参入を希望する社が共同で出資、設立することが考えられる。従って、ハード事業者がソフト事業者に対してインセンティブをもてるようにする、あるいは番組、コンテンツの編成権をきちんとソフト事業者がもつなど、ハード事業者、ソフト事業者のゆるやかな連携を確保するため、両者のあいだには一定の規律を設けるべきである。
30 頁	真ん中より下「エ」の項	マルチメディア放送は、これから市場を立ち上げる新たな放送であり、技術的にも新規性が強いものである。このため、その普及・発展を図るためには、魅力あるコンテンツの確保や置局を含む技術的な対応が重要となる。こうした点で、NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。・・・	新しいメディア、新しいコンテンツ・サービスにおいて、NHKの技術面を含めたノウハウの活用は、このメディアの普及、発展の観点から、きわめて重要であると考え。民間との協力体制が可能となるような体制を作るべきであり、NHKが参入を希望するのであれば、ぜひとも前向きな検討を御願いたい。
34 頁	(イ)サイマル放送の扱い	サイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。	アナログ放送の混信、不感対策の面からも、サイマル放送は有効であると同時に、端末の普及にも効果があると思われる。従ってサイマル放送については、事業者の判断を優先させるべきで、制約は設けるべきではない。
35 頁	7 行目～	この「無料放送」の部分をどの程度確保するかについては、事業者の創意工夫を基本とする観点から、原則として事業者に委ねることが適切と考え	マルチメディア放送においては、有料サービスを含めたさまざまなサービスが可能になるが、あくまでも“放送”であることを前提とするならば、サービスの信頼性や地域へ

		られる。・・・	の貢献を確保する観点からも、国民がいつでも手軽にサービスを楽しむことのできる無料放送を確保する仕組みを作り、事業者もきちんと信頼できる放送サービスを全うできるような制度整備を御願いたい。
35 頁	(ア)利用者の限定	マルチメディア放送は、携帯電話サービスと密接な関連性を有することが想定されることから、例えば、マルチメディア放送の放送事業者が、その放送を、特定の携帯電話サービスの付加価値サービスと位置づけて、提供相手を限定することが考えられる。・・・	放送であることを考えれば、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることが基本であり、受信端末の普及においては、特定の携帯電話事業者の端末に限定されるサービスは、好ましいことではない。放送の“広く”“あまねく”は、キャリア・フリーであることを前提に、さらに議論を御願いたい。
39 頁	7 行～	「端末の普及」を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等・・・	受信端末の普及は、事業者にとって必須要件であるが、それゆえに普及の施策は事業者の自主性に委ねるべきである。もし、その施策を審査項目に加えることがあった場合でも、特定の受信端末の普及のみに偏らないよう、審査基準の中で配慮されるべきである。
41～42 頁	(3) 国内規格の統一の要否	マルチメディア放送の技術方式の在り方については・・・。	「地方ブロック向け放送」について1の技術方式とするとともに、「全国向け放送」においても、同一の方式を採用することにより受信環境の整備が容易となることが想定できる。受信機コストの低廉化、普及促進、豊かなサービス享受といった面からも、共通の技術方式を用いることが望ましい。

46 頁	1 行目～	2011 年 7 月以降、速やかにマルチメディア放送が開始できるよう・・・	サービス開始に向けた準備期間を考慮すると、サービス事業者の決定を早めることが適切である。また免許事業者が確定する以前に運用規程の検討が開始されることに賛成するが、その検討に当たっては、例えば公益法人であるデジタルラジオ推進協会を主体とするなど、検討母体を明確化する必要があると考える。
その他			当社はDRP中核メンバーの一社として、実用化試験放送に参加するとともに、理事長社として実用化試験放送の運用に大きく寄与してきたと自負している。総務省の指導の下、2001年にDRPが設立され、免許を受けて実用化試験放送がおこなわれてきていることに鑑み、技術基準や多様なサービスの開発、実験等で積み重ねてきた実績をきちんとふまえた対応を御願いたい。
その他			上記、実用化試験放送にあつては、すでに約 190 万台の受信端末が、ユーザーに利用されている。2011 年以降、現在アナログ・テレビの 7ch 帯域を使っておこなわれている実用化試験放送から、スムーズに本放送に移行できるよう、制度整備、周波数利用計画の策定を御願いたい。